

青少年保護育成条例・施行規則の改正概要（報告）

1 条例改正

(1) 改正の趣旨

令和4年4月15日に博物館法の一部を改正する法律が公布され、博物館に相当する施設を定めていた博物館法第29条が同第31条に改正された（令和5年4月1日施行）ことに伴い、引用規定を整備した。

(2) 改正の内容（第18条関係）

第6号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

(3) 施行日 令和5年4月1日

(4) 新旧対照表

新	旧
<p>神奈川県青少年保護育成条例 第1条～第17条（略） （自動販売機等の設置場所に係る努力義務） 第18条 自動販売業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、又は青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類又はがん具類を収納する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。 （1）～（5）（略） （6）博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設 （7）（略） 第19条～第55条（略）</p>	<p>神奈川県青少年保護育成条例 第1条～第17条（略） （自動販売機等の設置場所に係る努力義務） 第18条 自動販売業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、又は青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類又はがん具類を収納する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。 （1）～（5）（略） （6）博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設 （7）（略） 第19条～第55条（略）</p>

2 施行規則

(1) 改正の趣旨

平成 29 年の刑法改正により、被害者は女性、加害者は男性とされていた強姦罪が、性別を問わない形の強制性交等罪となるなど性別表現が改正されたことを受け、規則で定める「有害図書類とする図書類等の内容」における性別表現などについて整理を行った。

(2) 改正の内容（第 3 条関係）

性別を特定した行為に係る表現を、性別を問わない表現に改めるとともに、これまで「同性間の行為」として独立して規定していた性器の接触行為を同項アの「性交を連想させる行為」と同列に位置づけなおした。

(3) 施行日 令和 4 年 9 月 3 0 日

(4) 新旧対照表

新	旧
神奈川県青少年保護育成条例施行規則 第 1 条・第 2 条（略） （有害図書類とする図書類等の内容） 第 3 条 条例第 10 条第 2 項第 1 号及び第 21 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。）とする。 (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの ア・イ（略） ウ <u>人同士の愛ぶの姿態</u> エ～カ（略） (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの ア <u>性交、性交を連想させる行為又は性器の接触行為（イ又はウに該当するものを除く。）</u> イ <u>強制性交等</u> その他の陵辱行為（削除） ウ <u>変態性欲に基づく行為</u> 2（略） 第 4 条～第 22 条（略）	神奈川県青少年保護育成条例施行規則 第 1 条・第 2 条（略） （有害図書類とする図書類等の内容） 第 3 条 条例第 10 条第 2 項第 1 号及び第 21 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗り潰しているものを含む。）とする。 (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの ア・イ（略） ウ <u>男女間又は同性間の愛ぶの姿態</u> エ～カ（略） (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの ア <u>性交又はこれを連想させる行為</u> イ <u>強姦（かん）</u> その他の陵辱行為 ウ <u>同性間の行為</u> エ <u>変態性欲に基づく行為</u> 2（略） 第 4 条～第 22 条（略）

3 その他 青少年喫煙飲酒防止条例の見直しについて

(1) 見直しの趣旨

神奈川県条例の見直しに関する要綱（平成20年4月1日施行）に基づき、施行から5年を経過するごとに、条例の施行の状況を把握し、条例を常に時代に合致したものとするを目的に、見直しを行う。（前回見直し平成29年度）

(2) 前回の見直し

前回（平成29年度）見直しでは、「現行条例及び条例運用上の課題は見受けられず、条例の改正・廃止及び運用の改善等の必要性はない。」とした。

(3) 今後の予定

現時点での条例の必要性、有効性や県基本方針等に即した条例の見直しの必要性について、関係各課等とも調整の上検討し、その結果を県議会2月定例会に報告予定。

(4) 直近の改正（令和4年4月1日施行）

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部改正に伴う改正

新	旧
神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例 第1条（略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（4）（略） （5）販売業者 <u>二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律</u> （明治33年法律第33号）第4条に規定する煙草又ハ器具ヲ販売スル者並びに <u>二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律</u> （大正11年法律第20号）第1条第3項及び第4項に規定する営業者ニシテ其ノ業態上酒類を提供スル者をいう。 （6）飲食店等営業者 <u>二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律</u> 第1条第3項及び第4項に規定する営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売スル者をいう。 （7）（略） 第3条～第13条（略）	神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例 第1条（略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（4）（略） （5）販売業者 <u>未成年者喫煙禁止法</u> （明治33年法律第33号）第4条に規定する煙草又ハ器具ヲ販売スル者並びに <u>未成年者飲酒禁止法</u> （大正11年法律第20号）第1条第3項及び第4項に規定する営業者ニシテ其ノ業態上酒類を提供スル者をいう。 （6）飲食店等営業者 <u>未成年者飲酒禁止法</u> 第1条第3項及び第4項に規定する営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売スル者をいう。 （7）（略） 第3条～第13条（略）